

運営規定

あんしん・ふらの

株式会社 e-ケア

あんしん・ふらの  
認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

**(目的)**

第1条 この規定は、株式会社 e-ケアが設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

**(事業の目的)**

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

**(運営の方針)**

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
  - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
  - 5 常に、提供したサービスの質を管理して、定期的に自己評価及び第三者評価機関を利用し評価を行う。

**(事業所の名称)**

第4条 本事業所の名称はあんしん・ふらのとする。

**(職員の員数及び職務内容)**

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名 (介護職兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 19名 (常勤 14名、非常勤 5名)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

### (利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

### (介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 家事等はできるだけ利用者と共同で行うよう努める
- ③ 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- ④ 利用者の心身の状態に応じた相談、援助
- ⑤ 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- ⑥ その他利用者に対する便宜の提供

### (介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

### (利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 【ほくと】50,000円/月 【すばる】52,000円/月  
(ただし、令和5年11月30日現在入居中の方は、入居契約時の家賃とする)
- ② 食費 通常食54,480円(朝食497円 昼食605円 夕食714円の30日分)  
ソフト食59,430円(朝食551円 昼食661円 夕食769円の30日分)  
おやつ3,088円/月
- ③ 共益費 【ほくと】44,000円/月 【すばる】45,000円/月
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実 費
- ⑤ 敷金 家賃の2ヵ月分
- ⑥ 暖房費(11月～4月) 15,000円/月

- 2 月の中途における入居または退去については食費のみ日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

### **(入退去に当たっての留意事項)**

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ④ 利用者は努めて健康に留意すること。
- ⑤ 健康状態に異常がある場合はその旨申し出ること。
- ⑥ 浴室、食堂などの入居者の共同施設は本来の目的に従い使用すること。
- ⑦ 食事その他、家事等には可能な限り協力すること。
- ⑧ 定められた場所以外及び時間以外に喫煙または飲酒をしてはならない。
- ⑨ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑かけてはならない。
- ⑩ 外出、外泊、医療機関の受診・入院の際には、その旨申し出ること。
- ⑪ 当事業所内での貴重品の紛失、破損においては一切責任を負わない。
- ⑫ 16条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

### **(秘密保持)**

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

### **(苦情処理)**

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

### **(損害賠償)**

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

### **(衛生管理)**

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

### **(主治医又は医療機関との連携と緊急時における対策)**

第15条 主治医又は協力医療機関との連携を図り日常的な健康管理に努めると共に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、適切な処置を講ずる。

### **(非常災害対策)**

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

### **(業務継続計画の策定等)**

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(虐待防止に関する事項)**

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) その他虐待防止のために必要な措置

(3) 虐待の通報

### (身体拘束に関する事項)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

### (その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

⑦ 採用時研修 採用後1ヶ月以内

⑧ 経験に応じた研修 随時

3 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則 この規定は、令和2年3月1日から施行する。

この規定は、令和4年5月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月27日から施行する。

この規定は、令和4年11月6日から施行する。

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。